

法人課税信託の受託者となった旨の届出書

税務署受付印

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿 新たに法人課税信託の受託者となったので届け出ます。	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	〒	電話() -
	納税地	〒	
	(フリガナ) 受託者名 (主宰受託者)		
	(フリガナ) 法人課税信託の名称		
	法人番号		
	(フリガナ) 代表者氏名		
	代表者住所	〒	電話() -

	名称又は氏名 (フリガナ)	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	主宰受託者との関係
主宰受託者以外の受託者		〒	

設立年月日	令和 年 月 日	信託期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
-------	----------	------	------------------------

消費税の適用	課税・免税 一般・簡易	計算期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
--------	-------------	------	------------------------

事業の目的	(信託行為等に記載しているもの)	支店・工場等	名称	所在地

法人課税信託の受託者となった形態	1 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 2 信託の併合により効力が生じた法人課税信託である場合 3 新規信託分割により効力が生じた法人課税信託である場合 4 その他()
------------------	--

併合等期日	年 月 日	適格区分	適格・その他	添付書類 1 信託行為の写し 2 その他 ()
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無			有・無	
関与税理士	氏名	事務所所在地	電話() -	

税理士署名	
-------	--

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	入力 名簿	通信 日付印	年 月 日	確認
-------------	----	-----	----------	----	----------	-----------	-------	----

法人課税信託の受託者となった旨の届出書の記載要領等

法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次の場合には、それぞれ次に掲げる日以後2月以内に内国普通法人等の設立の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、各法人課税信託ごとに、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

- 1 法人課税信託の効力が生ずる場合 効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合には、その最初の契約が締結された日）
- 2 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 法人課税信託に該当することとなった日（特定受益証券発行信託の受託者がその承認を取り消されたこと又は承認受託者以外の者が就任したことにより法人課税信託に該当することとなった場合には当該日を含む計算期間の翌計算期間の開始の日）

記

1 提出部数及び添付書類等

この届出書は、信託行為の写しを添付して1通提出してください。

2 各欄の記載方法

- (1) 「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
- (2) 「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
なお、法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
- (3) 「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。
- (4) 「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。
- (5) 「設立年月日」欄には、信託行為により定められているその信託の効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日）を記載してください。
- (6) 「事業の目的」欄には、信託行為により定められている事業の目的のうちその主なものを記載してください。
- (7) 「信託期間」欄には、信託行為により定められている信託期間を記載してください。
- (8) 「消費税の適用」欄の「課税・免税」は、固有事業の納税義務が免除されない場合は「課税」を、免除される場合は「免税」を、「一般・簡易」は、固有事業について簡易課税制度の適用を受けていない場合は「一般」を、適用を受けている場合は「簡易」をそれぞれ○で囲んでください。
(注) 固有事業及び受託している各法人課税信託の納税義務の判定に当たっては、原則として、固有事業の基準期間における課税売上高と当該基準期間に対応する期間における各法人課税信託の課税売上高の合計額により判定します。
- (9) 「計算期間」欄には、信託行為により定められている計算期間を記載してください。
- (10) 「支店・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- (11) 「法人課税信託の受託者となった形態」欄は、該当する形態の番号を○で囲んでください。
- (12) 「併合等期日」の欄には、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、合意又は意思表示を内容とする書面等においてその信託の効力が生ずる日を記載してください。
- (13) 「適格区分」欄は、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、その併合又は分割が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）又は同条第12号の11（適格分割）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。
- (14) 「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください）。
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (15) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (16) 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- (17) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (18) 「※」欄は、記載しないでください。